

山形県環境保全率先実行計画(第3期)の概要

～“もったいない”やまがた新エコオフィスプラン～

県の事務・事業活動は、県内の社会経済活動において大きな位置を占めており、その立場から、主体的かつ積極的に環境負荷の低減に向けた取り組みを実施していく。

PLAN

計画の基本的事項

1. 計画の法的な位置付け
地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく実行計画
2. 計画の本県における位置付け
本県独自の環境マネジメントシステム「やまがたECOマネジメントシステム」の取組みの1つとして、エコオフィス活動に関する環境負荷低減に関する計画
3. 計画の目的
(1) 県自らが行う事務及び事業活動の中で環境への配慮を徹底することにより、環境負荷の低減を図るとともに、率先して実行することにより、県民及び事業者の環境配慮活動を推進する。
(2) 本計画の着実な推進により、県の事務及び事業の実施に伴う温室効果ガス排出量の削減を図る。
4. 計画の期間
平成23年度から平成27年度まで(5年間)
5. 計画の基準年度
実行計画の基準年度は平成21年度とする。
6. 計画の範囲
(1)対象組織 県のすべての行政組織
(2)対象事業 県が行う全ての事務及び事業

削減目標

- | | |
|-----------|----------|
| ○ 温室効果ガス | 5. 8%削減 |
| ○ 電気使用量 | 6. 0%削減 |
| ○ ガソリン購入量 | 6. 0%削減 |
| ○ 軽油購入量 | 6. 0%削減 |
| ○ 灯油購入量 | 6. 0%削減 |
| ○ 重油購入量 | 6. 0%削減 |
| ○ ガス使用量 | 6. 0%削減 |
| ○ 水道使用量 | 10. 0%削減 |
| ○ 用紙類使用量 | 8. 0%削減 |
| ○ 廃棄物排出量 | 10. 0%削減 |

※ 温室効果ガス、電気・燃料油の目標値は、H24.3策定の山形県地球温暖化対策実行計画の目標値に照らし設定(策定当初は、省エネ法の目標値に併せ設定したが、同計画の策定により改定)。その他は、第2期計画の実績等を勘案し設定。

DO

取組内容

1. 資源・エネルギー利用の節約とリサイクル推進
●天災等によりエネルギー需給状況が緊迫した場合の取組内容の強化又は追加実施。
①庁舎における電気使用量の抑制等(照明の適正な使用、事務機器等の適正な使用)
●課室間の事務用機器の共有化による設置台数の見直し。
②燃料等の使用量の節減(冷暖房の適正使用、自動車の適正使用、庁舎における節水)
●暖房設定温度の「19度以下」設定。
●自家用車通勤の相乗り励行。
③廃棄物の減量化、リサイクルの推進等(廃棄物の量の削減、分別収集によるリサイクルの推進、製品の長期使用)
2. 用紙類の使用量削減
①会議の廃止・縮小、業務プロセスの見直し
②文書の電子化
●所属ごとの用紙使用枚数の把握・分析の実施(必須)
3. グリーン購入の推進
4. 公共建築物等の建築・管理にあたっての環境保全配慮
①環境汚染防止への配慮
②省エネルギーの推進
③水利用の合理化
④敷地の環境保全
⑤環境負荷の少ない施工作業の実施
●建築物の建築・管理における省エネ設備の導入推進及び省エネ法に基づくエネルギー管理の実施。
5. イベントにおける環境配慮
6. 環境保全に関する職員の意識向上
①環境に関する研修等の開催
②環境に関する情報の積極的提供
③環境保全活動への職員の積極的参加の奨励
●職員の家庭・地域における環境配慮活動への率先参加。

(注)●は、第3期計画に追加した取組事項
なお、基本的には、取組み継続の重要性から、第2期計画を踏襲。

ACTION

実行計画の実施状況の点検・評価、技術革新等を踏まえた見直し

【継続的改善】

CHECK

やまがたECOマネジメントシステム

- 内部監査(事務局職員、部局選任職員による内部監査を実施)
- 外部評価委員会(システム全体の運営状況、個別の取組み状況等について評価・助言)